

**平成 28 年度第 7 回水銀廃棄物適正処理検討専門委員会
御指摘事項への対応**

(1) 検討の進め方について<資料 1 - 1、1 - 2>

項目		御指摘（発言者）	対応
資料 1-2	水俣条約対応ロードマップ	水銀廃棄物ガイドラインにどのような項目が網羅されているか示していただければありがたい。（森谷委員）	廃棄物処理業者、排出事業者、自治体にとって必要となる内容を網羅する予定。（別添 1 参照）

(2) 改正廃棄物処理法施行令第 2 段階施行に向けた検討の方向性について<資料 2>

項目		御指摘（発言者）	対応方針
1 硫化・固型化方法	2 ページ (1) 精製	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀純度を検討している試験は、純度 97%と 99.9%の間で実施するのはどうか。（湯谷委員） ● 水銀の純度を 99.9%にまで精製できる施設は全国でどのくらいあるのか。立地の分布も知りたい。（佐々木委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 99.0%及び99.5%の水銀純度について検証した。（資料 1 - 1 「1. 硫化・固型化方法」表 9 参照） ● 今年度、中間処理業者等に対して実施している産業廃棄物等からの水銀回収等に関するアンケート調査結果によると、廃棄物から純度 99.9%以上の水銀を回収できる施設は 3 施設あり、北海道と関東地方に立地している。
	5 ページ 検討の方向性：硫化における水銀と硫黄の混合割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 硫黄の純度を指定する必要があるれば指定したほうがよい。（森谷委員） ● 硫化の際の水銀と硫黄の割合は処理業者に判断を委ねるとのことだが割合を定める必要はないか。（湯谷委員、井村委員、佐々木委員） ● 硫化の際 Hg と S のモル比 1 : 1.05 といった割合だけで規定するのではなく、いかに硫化水銀がきちんとできているかという性能で示すことはできないか。（石垣委員） 	硫化水銀は最終処分前に固型化し、溶出試験の結果に基づいた処分を行うことから、省令等において、S/Hg はモル比 1.05 以上 1.1 以下、使用する硫黄の純度は 99.9%以上と規定することとする。さらに、水銀廃棄物ガイドラインにおいて、生成した硫化水銀及び改質硫黄固化体の溶出試験やヘッドスペース分析を行うことにより、硫化・固型化方法の諸条件が適切であるかを処理業者が検証することを求めることとする。（資料 1 - 1 「1. 硫化・固型化方法」<省令等改正案><ガイドライン掲載事項>参照）

項目		御指摘（発言者）	対応方針
	5 ページ 検討の方向性：強度等	<ul style="list-style-type: none"> ● 告示 5 号のうち、強度の数字のみを抜き出すのか、告示 5 号の他の規定も適用するのか。（石垣委員） ● やり方を規定する方法と処理物の性能を規定する方法のどちらかにすべき。（益永委員） 	<p>現行の昭和 52 年環境庁告示第 5 号「金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準」で規定されている項目（固型化材料の配合割合、強度、寸法、体積と表面積の比、最大寸法と最小寸法の比、最小寸法）に関する規定をおくこととし、方法の詳細は水銀廃棄物ガイドラインで示すこととする。なお、固型化材料の配合割合以外は、同じ値を使用する。（資料 1-1 「1. 硫化・固型化方法」＜省令等改正案＞＜ガイドライン掲載事項＞参照）</p>
2 硫化施設の技術上の基準及び維持管理基準	6 ページ 検討の方向性	<p>硫黄と硫化水銀を物理的に接触させた場合、空気中の酸素で硫黄酸化物は発生しないのか。別の形で水と反応して硫化水素のようなものが発生しないか。（井村委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 硫黄酸化物は専ら硫黄を含むものを燃焼した際に生じるため、固型化の際の加熱（130℃）程度では発生しないものと考えられる。 ● 硫化水素は嫌気性条件化で菌により生成することや、硫黄と酸を接触させることにより生成することが知られているが、固型化においてはどちらの条件も想定されないことから発生しないものと考えられる。
3 埋立処分に係る判定基準	7 ページ 検討の方向性	<p>判定を行う既存の試験方法（13 号試験）は公共用水域に対する安全性で定められている。ガス化する水銀や地球規模での影響を考えた判定方法と基準を検討した方が良いのでは。（石垣委員）</p>	<p>平成 29 年 10 月 1 日施行分については答申で示された方向性に従って対応する。御指摘事項については、廃水銀の長期的な管理のあり方の検討の中で、引き続き検討し、新たな知見が整理されれば、必要に応じて見直しを行う。なお、水銀廃棄物ガイドラインにおいて、廃水銀の処理物のヘッドスペース分析により水銀が大気に放出されていないかを処理業者が検証することを求めることとする。（資料 1-1 「1. 硫化・固型化方法」＜ガイドライン掲載事項＞参照）</p>
4 管理型処分場の上乗せ措置	7 ページ 答申での考え方	<p>答申の 2 ポツ目にある処分場への追加的措置に埋立終了時の不透水層の敷設とあるが、埋立終了前は水に接する状態を認めるのか。（松藤委員）</p>	<p>答申では管理型処分場の追加的措置として「雨水浸入防止措置」「埋立終了時の不透水層の敷設による雨水浸透防止措置（キャッピング等）」が示されており、埋立終了前、埋立終了時において雨水対策を行う必要がある。追加的措置の詳細については今後検討し、水銀廃棄物ガイドラインで具体的な方法を示す。（資料 1-1 「4. 管理型最終処分場の</p>

項目		御指摘（発言者）	対応方針
			上乗せ措置」＜省令等改正案＞＜ガイドライン掲載事項＞参照)
	8 ページ 検討の方向性	硫黄酸化細菌の影響を避けるために土との接触防止、生成された硫酸イオンから硫化水素の発生防止のために水の浸入防止等を埋立の段階で検討いただくのがよい。（井村委員）	現在硫黄酸化細菌による固型化物への影響を調査しており、その結果によっては土との接触防止等を検討する。水の浸入防止については、埋立段階から雨水の浸入防止措置を取ることにしている。
5 水銀使用 製品産業 廃棄物	9 ページ 答申での考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 「一定以上の水銀又は水銀化合物を含む」という量の限定があるような記載があるが、一定量を定めることについてどうお考えか。（森谷委員） ● 排出事業者が判別した結果は処理事業者に示されるのか。（森谷委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な数値を定めると個々の排出者が製品中の水銀含有濃度を測定する必要が生じ、過度な負担を求めることになるため設けない。 ● マニフェスト、WDS 等で明記していただく。
	10 ページ 別表上欄に規定される水銀使用製品	農薬や絵の具などが家庭から出た場合の対応が必要ではないか。（松藤委員）	家庭から出る農薬や絵の具などについては「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に含めていないが、今後検討する。
	11 ページ 検討の方向性	水銀使用製品の判別について、水銀汚染防止法上は製造業者等に対しては情報提供が努力義務である中で、排出事業者にどこまで責務を課せられるのか。行政側として指導する立場も含めて規定の仕方を検討いただきたい。（井村委員）	御指摘のとおり、水銀汚染防止法上の水銀使用製品の表示等の取組は努力義務であり、水銀使用製品であるかの判別が困難なものがあるため、（委託基準が）罰則対象となる水銀使用製品産業廃棄物の指定対象範囲は判別可能なものに限定することとする。（資料1-1「5. 水銀使用製品産業廃棄物」＜追加検討＞＜省令等改正案＞参照）
		表示等のガイドラインは分かりやすく、調べやすいものにしてほしい。検索機能があるとよい。事業者や市民に広報できるものにしていただきたい。（佐々木委員）	水銀廃棄物ガイドラインにおいて、水銀使用製品に該当するかどうかを事業者の方が判断するために有用な情報（既に業界団体等が行っている表示や情報提供サイト）を記載する。（別添1 参照）
	その他	新たに水銀使用製品産業廃棄物を扱うことを許可証の中で記す場合、許可証の書きかえが円滑になるようにしてほしい。（森谷委員）	都道府県等の廃棄物担当部局において所用の手続きを円滑に行っていただくよう、省令等改正についての施行通知等において周知する。

項目		御指摘（発言者）	対応方針
6 水銀回収を義務付ける水銀使用製品産業廃棄物	全体	水銀使用製品産業廃棄物が破損して中に含まれる水銀が出た場合、その水銀は特別管理産業廃棄物には該当しないと聞いているが、破損した場合どのようにしたら良いか水銀廃棄物ガイドラインに含めて欲しい。（森谷委員）	製品の破損によって漏れた金属水銀は特別管理産業廃棄物には該当しない。水銀使用製品産業廃棄物が破損して中に含まれる水銀が出た場合の取扱いについては、水銀廃棄物ガイドラインの中で対応を示す。
7 水銀含有ばいじん等	12 ページ 規定事項	施設の許可において取り扱いを明らかにするというのは、「水銀含有ばいじん等」と書くのか、より細かく書くのか。また、対象品を業務許可の中に明らかにするのか。（森谷委員）	申請書、許可証に処理する産業廃棄物の種類を記載する際に、「水銀含有ばいじん等」が含まれる場合に、その旨を明記する。

（3）水銀使用廃製品の回収に係る取り組み状況について＜資料3＞

項目		御指摘（発言者）	対応方針
1 水銀使用廃製品（一般廃棄物）の回収について	1 ページ (2) 過程で退蔵されている水銀体温計等の回収促進	<ul style="list-style-type: none"> ● データは原単位化（一人当たりの回収量や方法別で表示）して欲しい。全国展開する際の目標設定に使える。（松藤委員） ● 表に示されているのは日本薬剤師会の会員薬局での回収量であり、この他自治体の拠点回収、非会員薬局などでの回収量を含めると3～4割増しとなる。このような数値は整理しておいたほうがよい。（佐々木委員） ● 広島と静岡はほぼ同じ人口であるが回収量に倍近い差がある。この理由は何かわかるか。また、事業結果を解析して公表する予定はあるか。（湯谷委員） ● 実際に四日市市と津市の回収事業に参加した。周知期間が短かったなのでその点次のモデル事業において考慮して欲しい。（井村委員） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水銀回収原単位を整理した。（別添2、3参照） ● 全ての窓口等からの回収量に修正した。（別添2参照） ● 広島及び静岡での回収量の違いは、広報の実施状況の差によるものと考えられる。また、今年度の結果も踏まえて、回収促進に向けた有益な情報を整理する予定。 ● 今年度は2ヶ月くらい周知期間を設ける予定。

別添1：水銀廃棄物ガイドライン構成案

1. 水銀廃棄物ガイドライン構成（案）

目次		主な記載内容
1. 用語の定義		
2. ガイドラインについて		
2.1 背景と目的	(1) 背景	<ul style="list-style-type: none"> 水銀廃棄物に関する国際的な動向 水俣条約 廃棄物処理法政省令等の改正
	(2) 目的	<ul style="list-style-type: none"> 水銀廃棄物が環境上適正に処理されること
	(3) 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 基本的考え方
	(4) 作成の方法	<ul style="list-style-type: none"> 参照資料、今後の見直し
2.2 ガイドラインの対象		<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品の製造者、水銀廃棄物の排出者（国民、事業者）、自治体、廃棄物処理業者
2.3 水銀廃棄物の処理フロー		<ul style="list-style-type: none"> 処理フロー図
3. 廃金属水銀等の環境上適正な処理		
3.1 廃水銀等の対象物		<ul style="list-style-type: none"> 特別管理一般廃棄物となる廃水銀、特別管理産業廃棄物となる廃水銀等の具体的な対象
3.2 排出事業者、処理業者の役割・責務	3.2.1 排出事業者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として取り扱う義務 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任
	(1) 従事者の教育、安全管理及び緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 従事者の教育、安全管理及び緊急対応（金属水銀の漏出に対する特別な配慮事項）
	(2) 委託契約時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 排出者の責務、委託契約時の注意事項（委託契約書及びマニフェストへの記載義務、廃棄物データシート（WDS）への記載） 漏出を防止する梱包と水銀含有の表示

目次		主な記載内容
	(3) 排出事業者による保管	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者の事業場における保管方法
	3. 2. 2 処理業者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物収集運搬業者、処分業者の役割の概要 従事者の教育、安全管理及び緊急対応（金属水銀の漏出に対する特別な配慮事項）
3. 3 収集運搬	3. 3. 1 収集運搬基準	<ul style="list-style-type: none"> 廃水銀等の収集運搬基準（容器に収納して収集運搬、容器の構造） 収集運搬における留意点
	3. 3. 2 収集運搬業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 廃水銀等の収集運搬業の許可基準
	3. 3. 3 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
3. 4 保管	3. 4. 1 保管基準	<ul style="list-style-type: none"> 廃水銀等の保管基準（容器密封、高温防止措置、腐食防止措置、施錠、火災及び水銀漏えい防止等） 保管における留意点
	3. 4. 2 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
3. 5 中間処理	3. 5. 1 中間処理基準	
	(1) 異物除去・精製	<ul style="list-style-type: none"> 硫化前の廃水銀の純度、水銀純度の測定方法
	(2) 硫化・固型化	<ul style="list-style-type: none"> 硫化・固型化の具体的な方法
	(3) 中間処理廃棄物の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物である廃水銀等の処理物も特別管理産業廃棄物に該当すること
	3. 5. 2 処分業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 廃水銀等の処分業（中間処理）の許可基準
	3. 5. 3 中間処理施設の設置許可	
	(1) 処理施設の設置許可	<ul style="list-style-type: none"> 処理施設の設置許可基準（廃水銀等の硫化施設の技術上の基準等）
	(2) 処理施設の経過措置	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の届出
3. 5. 4 記録	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理事項記録、帳簿の整備・保存 	

目次		主な記載内容
3. 6 最終処分	3. 6. 1 埋立処分基準	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分基準（埋立判定基準により、適合するものは管理型最終処分場で、適合しないものは遮断型最終処分場で処分）
	3. 6. 2 処分業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 廃水銀等の処分業（埋立処分）の許可基準
	3. 6. 3 最終処分場の設置許可	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の設置許可基準（技術上の基準等（追加的措置を含む））
	3. 6. 4 最終処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準 維持管理事項記録、帳簿の整備・保存
	3. 6. 5 最終処分場の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 廃止基準
	3. 6. 6 形質変更の制限	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場跡地の水銀の溶出による生活環境の保全上の支障発生防止措置
4. 水銀汚染物の環境上適正な処理		
4. 1 水銀汚染物の対象物及び分析方法	4. 1. 1 水銀汚染物の対象物	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物となる水銀汚染物 水銀含有ばいじん等の具体的な対象
	4. 1. 2 水銀汚染物の分析方法	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物中の水銀含有量及び溶出量の分析方法（水銀含有ばいじん等の該非判断に用いる含有量特定方法を含む）
4. 2 排出事業者、処理業者の役割・責務	4. 2. 1 排出事業者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等として取り扱う義務 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任
	(1) 従事者の教育、安全管理及び緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 従事者の教育、安全管理及び緊急対応
	(2) 委託契約時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 排出者の責務、委託契約時の注意事項（委託契約書及びマニフェストへの記載義務、廃棄物データシート（WDS）への記載） 漏出を防止する梱包と水銀含有の表示
	(3) 排出者による保管	<ul style="list-style-type: none"> 排出事業者の事業場における保管方法
	4. 2. 2 処理業者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物収集運搬業者、処分業者の役割の概要 従事者の教育、安全管理及び緊急対応

目次		主な記載内容
4. 3 収集運搬	4. 3. 1 収集運搬基準	<ul style="list-style-type: none"> 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）、特別管理産業廃棄物の収集運搬基準、積替え基準
	4. 3. 2 収集運搬業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）、特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可基準
	4. 3. 3 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
4. 4 保管	4. 4. 1 保管基準	<ul style="list-style-type: none"> 水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）、特別管理産業廃棄物の保管基準
	4. 4. 2 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
4. 5 中間処理	4. 5. 1 中間処理基準	
	(1) 水銀回収	<ul style="list-style-type: none"> 水銀含有ばいじん等のうち水銀回収が義務付けられるものの具体的な対象及び水銀回収方法 水銀回収における留意点
	(2) 不溶化・固型化	<ul style="list-style-type: none"> 水銀回収されない物の不溶化・固型化における留意点
	4. 5. 2 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
4. 6 最終処分	4. 6. 1 埋立処分基準	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分基準（埋立判定基準により、適合するものは管理型最終処分場で、適合しないものは遮断型最終処分場で処分）
	4. 6. 2 最終処分場の設置許可	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の設置許可基準（技術上の基準等）
	4. 6. 3 最終処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準 維持管理事項記録、帳簿の整備・保存
5. 水銀使用製品廃棄物の環境上適正な処理		
5. 1 水銀使用製品廃棄物の対象物		<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物の具体的な対象 水銀使用製品産業廃棄物に該当するかどうかを事業者の方が判断するために有用な情報（既に業界団体等が行っている表示や情報提供サイト）
5. 2 製造者の役		<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品の水銀フリー化と水銀使用最小化の取組み

目次		主な記載内容
割・責務		<ul style="list-style-type: none"> 分別回収のための製品に関する情報提供
5. 3 一般廃棄物		
5. 3. 1 排出者、自治体、処理業者の役割・責務	(1) 排出者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 購入の段階から、水銀の含有を確認して購入（水銀を含有しているものは分別排出）について記述
	(2) 自治体の役割・責務	『「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参照』と記載し、省略
	(3) 処理業者の役割・責務	『「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参照』と記載し、省略
5. 3. 2 収集運搬		『「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参照』と記載し、省略
5. 3. 3 保管		『「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」を参照』と記載し、省略
5. 3. 4 中間処理	(1) 中間処理基準	
	(ア) 破碎・選別	<ul style="list-style-type: none"> 破碎・切断における留意点（大気への飛散防止等）について記述（水銀使用製品廃棄物の中間処理施設のほか、不燃ごみ処理施設や粗大ごみ処理施設も対象とする） 水銀使用製品廃棄物の破碎・選別において発生する水銀、残渣（排水処理汚泥、水銀吸着フィルター等を含む）の適切な処理について記述
	(イ) 水銀回収	<ul style="list-style-type: none"> 水銀回収時における留意点（大気への飛散防止等）について記述
	(2) 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
5. 3. 5 最終処分	(1) 埋立処分基準	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分基準
	(2) 最終処分場の設置許可	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の設置許可基準（技術上の基準等）
	(3) 最終処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準 維持管理事項記録、帳簿の整備・保存
5. 4 産業廃棄物		

目次		主な記載内容
5. 4. 1 排出事業者、処理業者の役割・責務	(1) 排出事業者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物として取り扱う義務 水銀使用製品産業廃棄物を他の廃棄物と混合して排出しないこと 購入の段階から、水銀の含有を確認して購入（水銀を含有しているものは分別排出）について記述 廃棄物処理法に基づく排出事業者責任
	(ア) 従事者の教育、安全管理及び緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> 従事者の教育、安全管理及び緊急対応（金属水銀の漏出に対する特別な配慮事項）
	(イ) 委託契約時の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 漏出を防止する梱包と水銀含有の表示 （水銀汚染物の同項目を参照）排出者の責務、委託契約時の注意事項（委託契約書及びマニフェストへの記載義務、廃棄物データシート（WDS）への記載）
	(ウ) 排出事業者による保管	<ul style="list-style-type: none"> 水銀が飛散・流出しやすく取扱いに必要な照明機器や計測機器について特段の配慮が必要
	(2) 処理業者の役割・責務	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物収集運搬業者、処分業者の役割の概要 従事者の教育、安全管理及び緊急対応（金属水銀の漏出に対する特別な配慮事項）
5. 4. 2 収集・運搬	(1) 収集運搬基準	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬基準、積替え基準 製品の破損によって漏れた廃金属水銀の運搬方法
	(2) 収集運搬業の許可	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬業の許可基準
	(3) 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
5. 4. 3 保管	(1) 保管基準	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物の保管基準（他の廃棄物との混合防止）
	(2) 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
5. 4. 4 中間処理	(1) 水銀使用製品産業廃棄物の中間処理基準	
	(ア) 破碎・選別	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品廃棄物の破碎・選別において発生する水銀、残渣（排水処理汚泥、水銀吸着フィルター等を含む）の適切な処理について記述

目次		主な記載内容
	(イ) 水銀回収	<ul style="list-style-type: none"> 水銀使用製品産業廃棄物のうち水銀回収が義務付けられるものの具体的な対象と水銀回収方法 水銀回収における留意点
	(ウ) 不溶化	<ul style="list-style-type: none"> 水銀回収されない物の不溶化における留意点
	(2) 記録	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿の整備・保存
5. 4. 5 最終処分	(1) 埋立処分基準	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分基準（安定型処分場への埋立禁止等）
	(2) 最終処分場の設置許可	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場の設置許可基準（技術上の基準等）
	(3) 最終処分場の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理基準 維持管理事項記録、帳簿の整備・保存
6. 水銀の大気排出基準が適用される熱処理/焼却の管理		
	(1) 対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 水銀の大気排出基準が適用となる対象施設
	(2) 対象施設の義務	<ul style="list-style-type: none"> 水銀の大気排出基準 対象施設の届け出 モニタリングにおける留意事項
	(3) 処理技術	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の焼却における留意事項（処理技術の概要として、水俣条約第8条関連のBAT/BEP ガイダンス案も参照） 測定時に基準を超過した場合の対処方法 モニタリングの概要（参照先の記載）
7. 輸出入		
		<ul style="list-style-type: none"> 水銀廃棄物の輸出入の手続きの概要、参照すべき指針等
参考資料	水銀使用製品リスト（全体）	<ul style="list-style-type: none"> 主な水銀使用製品リスト¹を掲載
	問い合わせ先リスト	<ul style="list-style-type: none"> 問い合わせ先

¹ <http://www.env.go.jp/chemi/tmms/taiougijutsukento/list.pdf>

別添2：家庭に退蔵されている水銀体温計等の回収事業の実績と 1,000 世帯当たりの水銀回収原単位

実施年度	実施団体	回収期間 (日数)	回収量				総水銀 回収量 (kg)	実施団体 世帯数	回収原単位		
			水銀 体温計 (個)	水銀 温度計 (個)	水銀 血圧計 (台)	その他 (個)			水銀体温計 (個/1,000 世帯)	水銀温度計 (個/1,000 世帯)	水銀血圧計 (台/1,000 世帯)
H26	阿蘇広域行政 事務組合	20 日間	414	5	57	0	3.2	24,375	17.0	0.2	2.3
	旭川市	28 日間	435	0	94	5	5.0	346,831	1.3	0.0	0.3
H27	札幌市	29 日間	4,483	381	467	7	28.4	920,301	4.9	0.4	0.5
	函館市		618	3	109	1	5.9	143,392	4.3	0.0	0.8
	盛岡市		1,072	42	100	1	6.1	128,959	8.3	0.3	0.8
	秋田市		766	4	146	0	7.9	135,443	5.7	0.0	1.1
	甲府市		988	72	88	0	5.5	89,530	11.0	0.8	1.0
	東村山市		1,846	41	127	5	8.3	70,772	26.1	0.6	1.8
	新潟市		809	44	206	1	10.9	330,875	2.4	0.1	0.6
	岐阜市		651	35	43	0	2.9	175,387	3.7	0.2	0.2
	津市		672	38	64	0	3.9	123,384	5.4	0.3	0.5
	四日市市		346	48	47	1	2.7	133,542	2.6	0.4	0.4
	静岡市		4,710	145	502	1	29.8	286,003	16.5	0.5	1.8
	舞鶴市		453	31	96	0	5.2	34,861	13.0	0.9	2.8
	広島市		801	35	111	1	6.3	532,080	1.5	0.1	0.2
	久留米市		365	19	33	2	2.0	130,004	2.8	0.1	0.3
宮崎市	221	25	61	1	3.2	190,969	1.2	0.1	0.3		
計	1 団体 16 市	—	19,650	968	2,351	26	137	3,796,708	5.2	0.3	0.6

* 総水銀量は、水銀体温計 1 個当たり 1.2g、水銀温度計 1 個当たり 2.0g、水銀血圧計 1 台当たり 47.6g の水銀含有量として算出。「その他」の分は含めていない。

別添3：医療機関に退蔵されている水銀血圧計等の回収事業の実績と事業に参加した1医療機関当たりの水銀回収原単位

実施年度	実施団体	回収期間 (日数)	回収量			総水銀 回収量 (kg)	事業参加 医療機関数	回収原単位		
			水銀 血圧計(台)	水銀 体温計(個)	詰替用 水銀(g)			水銀血圧計 (台/1医療機関)	水銀温度計 (個/1医療機関)	詰替用水銀 (g/1医療機関)
H24～H27	東京都医師会	120日間 (H24～H27 30日間/年 ×4年)	7,417	8,664	11,300	375	3,039	2.4	2.9	3.7
H26	川崎市医師会	12日間	284	339	278	14	103	2.8	3.3	2.7
H27	大阪府医師会	15日間	6,578	7,110	-	322	2,082	3.2	3.4	-
	静岡県医師会	12日間	6,650	12,590	23,839	356	1,455	4.6	8.6	16.4
	熊本県医師会	28日間	3,646	8,426	-	184	644	5.7	13.1	-
計	4都府県医師会 1市医師会	—	24,575	37,129	35,417	1,250	7,323	3.4	5.1	4.8

* 総水銀量は、水銀血圧計1台当たり47.6g、水銀体温計1本当たり1.2gの水銀含有量として算出。

* 東京都医師会、大阪府医師会及び熊本県医師会は各医師会による自主回収事業。川崎市医師会及び静岡県医師会は環境省による回収促進事業。